

令和2年2月14日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

建築基準適合判定資格者の処分について

近畿地方整備局は、令和2年2月13日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いました。

1. 処分対象者

上畑 幸市

2. 処分内容

業務禁止1月（令和2年3月9日から令和2年4月8日まで）

3. 処分理由

- ① 都市計画法の許可を取得していなかったことを見過ごし、確認済証を交付させたこと。
- ② 1階車庫と屋外階段部分において、階段の部分とその他の部分とを防火設備で区画していなかったことを見過ごし、確認済証を交付させたこと。

<取扱い> _____

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建設部 建築安全課

課長 薄田 球一（内6671）

課長補佐 池内 竜二（内6672）

電話 (06) 6942-1141（代表）

電話 (06) 6942-1961（夜間直通）

令和2年2月14日
近畿地方整備局

建築基準適合判定資格者の処分について

近畿地方整備局は、令和2年2月13日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。

【建築基準適合判定資格者の処分】

1. 違反事由の概要

兵庫県内の建築物（2物件、以下それぞれ「建築物①」、「建築物②」と言う。）の計画の確認審査を行った確認検査員として、建築物①について、過失により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しない（計画建築物が都市計画施設の区域内に位置するため、建築するには同法第53条第1項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していなかった）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。また、建築物②について、過失により、建築基準法第36条に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第9項の規定に適合しない（1階車庫と屋外階段部分において、階段の部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画していなかった）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

2. 処分日 令和2年2月13日
3. 処分権者 近畿地方整備局長
4. 処分対象者 上畑 幸市（登録番号：第6000668号）
5. 処分内容 業務禁止1月
（令和2年3月9日から令和2年4月8日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。